

令和元年10月

振込機（ATM）をご利用のお客さま

株式会社 東日本銀行

「振込規定」一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、令和元年11月に予定されている全銀システムの稼働時間拡大にともない、振込機（ATM）による被仕向金融機関への振込通知の発信日に変更となることから、「振込規定」を一部改定しますので、お知らせします。

なお、このお取り扱いは、令和元年11月4日（月・祝日）6：00以降、振込機（ATM）をご利用のお客さまに適用されます。

【対象規定】

規定名	改定箇所
振込規定	第4条（振込通知の発信）第2項

【振込規定第4条（抜粋）】

改定前	改定後
<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>（1）振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日を含み3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>（2）窓口営業時間終了後および銀行休業日に、振込機による振込の依頼を受け付けた場合には、<u>前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を</u>発信します。</p>	<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>（1）同左</p> <p>（2）<u>前項の規定にかかわらず、営業日の窓口営業時間終了後および銀行休業日の当行所定の時間内に、振込機による振込の依頼を受け付けた場合には、依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を</u>発信することもあります。</p>

今後とも東日本銀行をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

敬具